



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 農業振興地域の区域の変更（農政経済課） 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） 1
- 保安林の解除予定の通知（森林緑地課） 2
- 民有保安林の指定（森林緑地課） 2
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） 2
- 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課） 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 3
- 道路の区域の変更（道路管理課） 3

公 告

- 補正予算の公表（財政課） 4

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程及び沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程 12

告 示

沖縄県告示第1号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第101号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成25年 1月 4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 変更した地域の名称 石垣農業振興地域
- 2 変更の内容 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき公園計画を変更し、新たに特別保護地区として定めた地域に含まれる農業振興地域を石垣農業振興地域から除外する。
- 3 縮小の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第2号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年 1月 4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古島市伊良部字池間添長山1108番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第3号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の解除をする予定である旨の通知があった。

平成25年1月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 八重山郡竹富町字西表仲良（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 八重山郡竹富町字西表仲良（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年1月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 保安林の所在場所 国頭郡国頭村字辺野喜漢抜原858番1、859番1
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年1月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡北大東村字中野151番13、151番14
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 畑かんがい施設用地とするため

沖縄県告示第6号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成25年1月4日

沖縄県知事 仲井眞弘多

変更前

加入区の名 称	加入区 の 区 域	漁業の 区 分
---------	-----------	---------

与那原加入区	与那原・西原町漁業協同組合の地区	1 主として底魚一本釣漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業) 2 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 3 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 4 小型まぐろ漁業 (総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業) 5 定置漁業
--------	------------------	---

変更後

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
与那原加入区	与那原・西原町漁業協同組合の地区	1 主として底魚一本釣漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として底魚一本釣漁業) 2 主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業) 3 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 4 小型まぐろ漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業) 5 定置漁業

沖縄県告示第7号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、知念加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成25年 1月 4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成25年 1月 4日から同月17日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 1月 4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 与那国島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	与那国町字与那国3971番2から 与那国町字与那国3802番まで	11.4m ～ 19.4m	260.0m
新	与那国町字与那国3971番2から 与那国町字与那国3802番まで	11.4m ～ 42.6m	260.0m

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成24年12月20日県議会の議決を経た補正予算の要領を次のとおり公表する。

平成25年1月4日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

平成24年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）

平成24年度沖縄県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に6,881,911千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ701,507,394千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
1 県	税	86,346,000	475,437	86,821,437
	1 県 民 税	33,198,000	475,437	33,673,437

9 国庫支出金		227,678,230	4,654,303	232,332,533
	2 国庫補助金	184,935,000	4,654,303	189,589,303
12 繰入金		33,860,113	2,813	33,862,926
	2 基金繰入金	33,578,787	2,813	33,581,600
13 繰越金		418,422	152,543	570,965
	1 繰越金	418,422	152,543	570,965
14 諸収入		20,909,515	4,615	20,914,130
	8 雑入	2,996,915	4,615	3,001,530
15 県債		64,865,700	1,592,200	66,457,900
	1 県債	64,865,700	1,592,200	66,457,900
歳入合計		694,625,483	6,881,911	701,507,394

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		73,366,796	7,198,761	80,565,557
	1 総務管理費	16,865,264	6,917,197	23,782,461
	2 企画費	15,019,692	276,770	15,296,462
	4 市町村振興費	32,101,115	4,794	32,105,909
4 衛生費		25,201,663	167,401	25,369,064
	1 公衆衛生費	8,076,032	82,730	8,158,762
	2 環境衛生費	1,848,462	84,671	1,933,133
6 農林水産業費		64,745,545	△ 1,876,033	62,869,512
	1 農業費	22,714,844	△ 2,682,489	20,032,355
	4 林業費	1,963,744	20,000	1,983,744

	5 水 産 業 費	8,575,157	786,456	9,361,613
7 商 工 費		39,541,345	834,577	40,375,922
	1 商 業 費	3,937,080	△ 57,285	3,879,795
	2 工 鉱 業 費	25,796,969	821,000	26,617,969
	3 観 光 費	9,807,296	70,862	9,878,158
8 土 木 費		87,740,776	194,861	87,935,637
	2 道 路 橋 り よ う 費	31,539,605	97,861	31,637,466
	4 港 湾 費	9,914,999	97,000	10,011,999
9 警 察 費		32,185,796	43,467	32,229,263
	2 警 察 活 動 費	2,656,490	43,467	2,699,957
10 教 育 費		157,547,972	4,615	157,552,587
	8 大 学 費	2,462,040	4,615	2,466,655
13 諸 支 出 金		27,606,898	314,262	27,921,160
	6 利 子 割 交 付 金	383,674	314,262	697,936
歳 出 合 計		694,625,483	6,881,911	701,507,394

第 2 表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事 業 名	金 額
6 農林水産業費			千円 2,515,090
	3 農 地 費		1,934,420
		県営畑地帯総合整備事業	142,392
		県営かんがい排水事業	1,041,308
		水質保全対策事業	750,720
	4 林 業 費		20,000

		治 山 事 業	20,000
	5 水 産 業 費		560,670
		水 産 流 通 基 盤 整 備 事 業	400,000
		水 産 生 産 基 盤 整 備 事 業	160,670
7 商 工 費			2,696,745
	2 工 鉱 業 費		2,696,745
		モバイル機器等検証拠点形成促進事業	549,381
		特別自由貿易地域賃貸工場整備事業	2,147,364
8 土 木 費			5,415,497
	2 道 路 橋 り よ う 費		1,280,780
		公 共 交 通 安 全 事 業 統 合 補 助	136,320
		活 力 創 出 基 盤 整 備 総 合 交 付 金 事 業 (国 道)	105,600
		活 力 創 出 基 盤 整 備 総 合 交 付 金 事 業 (地 方 道)	858,860
		沖 縄 都 市 モ ノ レ ー ル 道 整 備 事 業 (道 路)	180,000
	3 河 川 海 岸 費		1,476,467
		総 合 流 域 防 災 事 業 (河 川)	163,554
		中 小 河 川 改 修 事 業 (交 付 金)	403,488
		河 川 総 合 開 発 事 業	777,125
		海 岸 事 業	103,300
		総 合 流 域 防 災 事 業 (砂 防)	29,000
	4 港 湾 費		1,364,562
		港 湾 改 修 事 業	1,229,762
		港 湾 海 岸 事 業	134,800
	5 都 市 計 画 費		1,293,688
		沖 縄 振 興 公 共 投 資 交 付 金 (都 市 計 画 ・ モ ノ レ ー ル 課)	1,170,688
		沖 縄 都 市 モ ノ レ ー ル 道 整 備 事 業 (街 路)	80,000
		活 力 創 出 基 盤 整 備 総 合 交 付 金 事 業 (都 市 モ ノ レ ー ル)	43,000
9 警 察 費			87,335
	1 警 察 管 理 費		87,335
		警 察 庁 舎 等 整 備 事 業 (補 助 事 業)	46,638

		警察庁舎等整備事業(単独事業)	40,697
10 教 育 費			332,314
	4 高 等 学 校 費		176,337
		学校施設整備補助事業(騒音対策)	176,337
	5 特 別 支 援 学 校 費		155,977
		施設整備補助事業(騒音対策)	155,977
合 計			11,046,981

第 3 表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
		千円
「沖縄県公文書館」指定管理料	平成25年度から 平成27年度まで	655,281
「沖縄ライフサイエンス研究センター」指定管理料	平成25年度から 平成27年度まで	63,784
「沖縄県立石嶺児童園」指定管理料	平成25年度から 平成29年度まで	1,256,363
「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター」指定管理料	平成25年度から 平成29年度まで	129,365
「沖縄IT津梁パーク施設」指定管理料	平成25年度から 平成27年度まで	182,694
「沖縄県立青少年の家」指定管理料	平成25年度から 平成29年度まで	361,889

第 4 表 地方債補正

(追加・変更)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
特定駐留軍用地内土地取得事業	千円 0	千円 1,382,500	千円 1,382,500	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 平成24年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
一般公共事業	10,964,300	66,700	11,031,000			
特別自由貿易地域賃貸工場整備事業	469,300	154,500	623,800			
国際物流拠点施設整備事業	379,900	△ 11,500	368,400			
合 計	64,865,700	1,592,200	66,457,900			

平成24年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度沖縄県下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰 越 明 許 費 補 正

（追 加）

款	項	事業名	金額
1 土 木 費			千円 228,240
	1 都市計画費		228,240
		中部流域下水道建設事業	138,240
		水環境創造事業	90,000
合 計			228,240

平成24年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ405,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 越 金		千円 3,314	千円 5,000	千円 8,314
	1 繰 越 金	3,314	5,000	8,314
歳 入 合 計		400,259	5,000	405,259

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 62,847	千円 5,000	千円 67,847
	1 港 湾 費	62,847	5,000	67,847
歳 出 合 計		400,259	5,000	405,259

**平成24年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区
特別会計補正予算（第1号）**

平成24年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定による債務負担行為の追加は、

「第1表債務負担行為補正」による。

第 1 表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
「沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区」指定管理料	平成25年度から平成27年度まで	千円 167,571

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第1号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程及び沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年1月4日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程及び沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程（沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部改正）

第1条 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3 沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの項中「小児循環器科」を「小児循環器内科」に、「小児神経科」を「小児神経内科」に、「小児内分泌・代謝科」を「小児内分泌・代謝内科」に、「新生児科」を「新生児内科」に改める。

（沖縄県病院事業局組織規程の一部改正）

第2条 沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの項中「小児循環器科」を「小児循環器内科」に、「小児神経科」を「小児神経内科」に、「小児内分泌・代謝科」を「小児内分泌・代謝内科」に、「新生児科」を「新生児内科」に改める。

第7条第1項の表医療部の項中「小児神経科」を「小児神経内科」に、「小児循環器科」を「小児循環器内科」に、

	新生児科	新生児科の診療に関すること。
--	------	----------------

を	小児内分泌・代謝内科	患者の小児内分泌・代謝内科の診療に関すること。	に改める。
	新生児内科	新生児内科の診療に関すること。	

附 則

この規程は、平成25年 1月 4日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総 務 私 学 課 電 話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸 満 市 西 崎 町 五 丁 目 9 番 16 号</p>
---	---